# (仮称) 町田市障がい者差別をなくし 誰もがともに生きる社会づくり条例(素案)

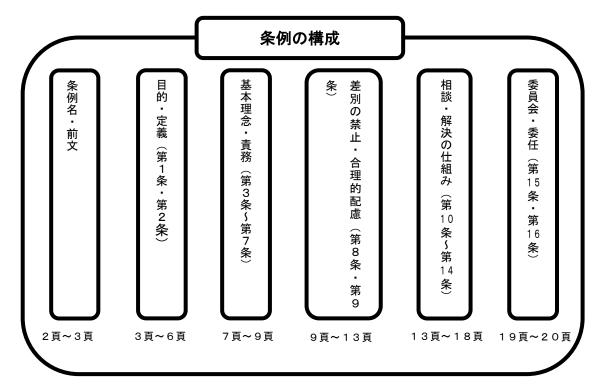
## 1 制定理由

障がい者差別がない地域社会づくりを実現するため、2021年度に策定した「町田市障がい者プラン21-26」では、重点施策として、本条例の制定を位置付けています。

また、2022年度に策定した「町田市地域ホッとプラン」では、「地域でささえあい、誰もが自分らしく暮らせるまちだ」を基本理念とし、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分の役割や活躍の機会を得られ、自分らしく暮らすことができるまち、共生社会の実現を目指しています。

そして、2023年3月に閣議決定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」では、障がいを理由とする差別の相談及び紛争の防止等のための体制整備について、区市町村が基本的な役割を果たすことを求めています。

これらを踏まえ、本条例では市、事業者のほか市民一人ひとりの、障がいについての理解を促進し、障がいを理由とする差別に関する相談体制の拡充や、紛争解決のための体制整備などを定めます。



# ○条例の名称

町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例

## 【解説】

町田市が目指す共生社会の実現に向けて、障がい者への差別をなくすための 条例であることを明示する条例名としました。

# ○前文及び条文

#### 前文

障がいがある人もない人もみな、かけがえのない個人として尊重され、地域 社会の一員として、自らの意思で日々の生活を選択し、余暇を楽しみ、自分ら しく生きる権利をもっている。

こうした考えのもと、町田市では1972年に全国で初めて車いすのままで乗車できるリフト付きバス「やまゆり号」の運行を開始して以来、全国に先駆けて「町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱」を制定し、市内にある鉄道の駅の全てにエレベーターを設置するなど、福祉のまちづくりの取組を行ってきた。

また、1998年に障がい者施策の基本理念を「いのちの価値に優劣はない」と定め、市民一人ひとりのいのちの尊さを等しくかがやかせることができるよう、障がい者の社会参加の機会を設ける取組を進めてきた。

そして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の折には、パラリンピアンとの交流をきっかけに、国からこれまでの福祉のまちづくりや心のバリアフリーの取組などが評価され、2020年に「共生社会ホストタウン」の認定を受けている。

その後、2023年の閣議決定においては、障がいを理由とする差別の相談 及び紛争の防止等のための体制整備について、市区町村が基本的な役割を果た すことを求められている。

障がい者への差別をなくし、誰もがともに生きる社会をつくるためには、 市、事業者、そして大人や子ども、高齢者や障がい者も含めた市民一人ひとり が、今なお社会に存在する様々な障壁や、障がいに対する誤解や偏見をなくし ていかなければならない。

ここに町田市は、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができる共生社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

前文は、条文本体の前に置かれ、その制定の背景、理念や目的を明らかにするために設けるものです。

障がい者差別をなくすためには、市民一人ひとりの理解と行動が不可欠であることから、広く市民に条例の趣旨を理解してもらうために作成しています。

## (目的)

第1条 この条例は、障がいを理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、 町田市(以下「市」という。)、事業者及び市民等の責務並びに障がい者等の 役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消に関する取組 について必要な事項を定めることにより、全ての人が、障がいの有無にかか わらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与す ることを目的とする。

## 【趣旨】

第1条では、この条例をつくった目的を規定します。これは、条例を解釈し、 運用する場合の基本となるものです。

## 【解説】

市、事業者及び市民等の責務を定めるとともに、障がい者の役割についても 明記します。障がいを理由とする差別を無くすこと、共生社会の実現を一層す すめていくことを条例の目的としています。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。

#### 【趣旨】

第2条では、この条例で使う用語について、その意味を明確にし、人によって解釈の仕方に違いが生じないよう規定します。

(1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいその他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

#### 【解説】

「障がい者」は、障害者手帳を持っているかどうかに関わらず、この定義に 当てはまる人が対象になります。

なお、市では、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、心のバリアフリーを推進するため、市が使う「障害者」などの表記について、「障害」ということばを「ひと」について使用する場合は、「障がい」と表記するか、可能な場合は他の言葉で表現しています。

(2) 障がい者等 障がい者及びその家族、介助を行う者その他の関係者をいう。

# 【解説】

「障がい者等」に含まれる、障がい者及びその家族、介助を行う者その他の 関係者は、障がい者本人による意思の表明が難しい場合に支援する人たちです。

(3) 社会的障壁 障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

## 【解説】

「社会的障壁」となる事物、制度、慣行、観念とは、具体的には次のような場合です。

## ○事物

通行や利用がしにくい施設、設備等

- (例)・道路や建物内にある段差。
  - ・入口の幅が狭く車いすで通れない等

#### ○制度

利用しにくい制度

- (例)・入学試験や資格試験などで、障がいを理由に受験を制限する。
  - ・障がいがあると加入できない会員規約等。

## ○慣行

障がい者の存在を意識していない慣習や文化等

- (例)・音声のみのアナウンス。(聴覚障がい者の存在を意識していない)
  - ・ タッチパネルのみの操作盤。(視覚障がい者の存在を意識していない)

## ○観念

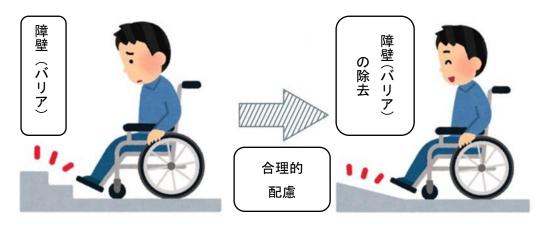
障がい者への偏見、障がいに対する無理解・無意識による差別等

- (例)・障がい者を奇異な目で見たり、かわいそうな存在と決めつける。
  - ・大人の知的障がい者に、子どもに対するような言動で対応する等
- (4) 障害の社会モデル 障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、その障がいのみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものであるとする考え方をいう。

#### 【解説】

「障害の社会モデル」とは、障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみならず、社会における様々な障壁 (バリア) と向きあうことによって発生するいう考え方です。そのため障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉えます。

障がいを個人の心身機能によるものとし、個人的な問題として捉える「医学モデル」の考え方もありますが、「障害者権利条約」、「障害者基本法」では「社会モデル」の考え方へと変化しています。



(5) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がい又は障がいに関連することを理由として行われるあらゆる区別、排除、制限その他障がいがない者と異なる取扱いであって、当該取扱いを受けた者の権利又は利益を侵害するものをいう。

「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否する、サービスを提供する場所や時間を制限するなど、障がいがない人と異なる対応をすることを、不当な差別的取扱いといいます。

(6) 合理的な配慮 社会的障壁の除去のために、障がい者の年齢、性別、障がいの状況等に応じて行われる必要かつ適切な現状の変更又は調整であって、社会通念上その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

# 【解説】

「合理的な配慮」は障害の社会モデルの考え方を踏まえたものであり、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、 障がい者が個々の場面において必要としている社会的障壁を取り除くために必要な取組であり、実施する負担が過重でないものです。

(7) 障がいを理由とする差別 不当な差別的取扱いを行うこと又は合理的な 配慮をしないことにより、障がい者の権利又は利益を侵害することをいう。

## 【解説】

「障がいを理由とする差別」とは、障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」及び「合理的な配慮をしないこと」が差別にあたると解されています。この条例でも「不当な差別的取扱い」及び「合理的な配慮をしないこと」を差別と定義します。

(8) 市民等 市内に在住し、在勤し、若しくは在学している者又は市を訪れる者をいう。

## 【解説】

「市民等」とは、市内在住、在勤、在学者に、町田市を訪れる者を含めて市 民等と定義します。買い物や観光等で市外から訪れる来訪者も市民等に含めま す。

## (基本理念)

- 第3条 障がいを理由とする差別を解消するための取組は、次に掲げる事項を 基本理念として推進しなければならない。
  - (1)全ての人は、障がいの有無にかかわらず、地域の中で自分らしく暮らす 権利を有し、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人としてその 尊厳が重んぜられ、かつ、その尊厳にふさわしい生活を保障されること。
  - (2) 障がい者に対する誤解、偏見又は障がいを理由とする差別の多くは、障がい、障がい者及び障害の社会モデル(以下「障害の社会モデル等」という。)に関する理解不足から生じていることを踏まえ、市、事業者及び市民等は、障害の社会モデル等について理解を深めること。
  - (3) 障がい者も障がいがない者も、それぞれの立場を理解し、建設的な対話のもと相互に協力していくこと。

#### 【趣旨】

第3条では、障がいを理由とする差別をなくすため、この条例全体に共通する考え方や視点を規定します。

## 【解説】

前文にある「年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができる共生社会」を実現するための考え方を示しています。

#### (市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障がいを理由とする差別の解消を推進するために必要な施策を計画的かつ継続的に実施しなければならない。
- 2 市は、前項に規定する施策の実施に必要な体制の整備を図るとともに、障害の社会モデル等に関する理解の促進を図るための啓発を行わなければならない。
- 3 市は、市職員が障害の社会モデル等についての理解を深めるための取組を 行わなければならない。

## 【趣旨】

第4条では、市の責務について規定します。

市の基本的な責務として、障がい者差別解消のための施策を実施すること、相談及び紛争解決のための体制整備を図ること、障がいの社会モデル等に対する理解啓発を行うこと、市職員が障害の社会モデル等について理解を深める取組を行うことを規定します。相談及び紛争解決のための体制整備についての具体的な規定は、第10条(相談等)以降に規定しています。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- (1) 障害の社会モデル等について主体的に理解を深めること。
- (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むこと。
- (3) 市が実施する障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力すること。
- (4) 従業者に対し、障害の社会モデル等に関する意識の啓発を図ること。

# 【趣旨】

第5条では、事業者の責務を規定します。

#### 【解説】

障がいを理由とする差別を解消するため、障害の社会モデルについて事業者も自ら積極的に理解を深めることが重要であることを踏まえ、事業者の責務を規定します。

## (市民等の責務)

- 第6条 市民等は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。
  - (1) 障害の社会モデル等について主体的に理解を深めること。
  - (2) 市又は事業者が実施する、障がいを理由とする差別を解消するための取組に協力すること。

#### 【趣旨】

第6条では、市民等の責務について規定します。

## 【解説】

障がいを理由とする差別を解消するため、障がい者及び障害の社会モデルに

ついて、市民等が自ら積極的に理解を深めることが重要であることを踏まえ、 市民等の責務を規定します。

市民アンケート(「町田ちょこっとアンケート」2023年5月実施)では 障がい者が身近にいない市民の約9割が、差別解消法について内容を知らない と回答しています。第5条では事業者、第6条では市民等の障がい理解や、施 策への協力が重要であると考えます。

## (障がい者等の役割)

第7条 障がい者等は、社会的障壁を適切に除去するため、障がいを理由とする困難又は必要な配慮の内容について発信し、配慮しようとする者と共有するよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

第7条では、障がい者及び支援者の役割について規定します。

## 【解説】

町田市では「全ての人が、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を 尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。」を条例 の目的としています。

障がいがある人もない人も、それぞれの立場を理解し、現状をより良くする ためにお互いに歩み寄って前向きに協力していくことが必要です。そのため、 障がい者および支援者が発信することを重要な役割としています。

## (不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、障がい者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

#### 【趣旨】

第8条では、差別の禁止について定めたものです。

## 【解説】

障がい者に対する不当な差別的取扱いを、全ての人に禁止することを規定します。不当な差別的取扱いの例は以下のとおりです。

- (例)・障がいがあることを理由に窓口での対応を拒否する、後回しにする。
  - ・障がいがあることを理由に受験や入学を拒否する。
  - ・障がいがあることを理由に乗車を拒否する。
  - ・障がい者向けの物件はない、と言って対応しない。
  - ・本人を無視して、介助者・支援者や付き添いの人のみに話しかける。

## (合理的な配慮)

- 第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があったときは、社会的障壁の除去の実施について、当該障がい者及び市又は事業者の双方による建設的な対話を通じて合理的な配慮をしなければならない。
- (1) 不特定多数の者が利用する施設(公共交通機関を含む。) を利用に供する場合
  - (2) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合
  - (3) 重要な財産の契約を行う場合
  - (4) 労働者の採用又は労働環境に係る措置を行う場合
  - (5) 就労に係る相談対応又は支援を行う場合
  - (6) 医療又はリハビリテーションを提供する場合
  - (7) 福祉サービスを提供する場合
  - (8) 教育を行う場合
  - (9) 保育を行う場合
  - (10) 防災に関する事業を実施する場合又は災害が発生した場合
  - (11) 文化、スポーツ又は芸術に係る活動を行う場合
  - (12) 選挙を行う場合
  - (13) 意思の疎诵を図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合
- (14) 前各号に掲げるもののほか、当該事務又は事業が社会的障壁となっている場合
- 2 市民等は、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思 の表明があった場合は、社会的障壁の除去の実施について、当該障がい者及 び市民等の双方による建設的な対話を通じて合理的な配慮をするよう努めな ければならない。

#### 【趣旨】

第9条では、市及び事業者に対して、障がい者への合理的な配慮を義務付けること及び市民等に対して障がい者への合理的な配慮を努力義務とすることを 規定します。

#### 【解説】

第1項では、障がい者やその家族等から社会的障壁の除去を求める意思の表明があった場合、市と事業者は合理的な配慮をする義務があります。

合理的な配慮の内容については、個々の事例によって個別かつ具体的な内容になることが想定され、技術の進歩や社会情勢の変化に応じて変わり得るものです。各場面で想定される合理的配慮は以下のとおりです。

(1)	不特定多数の者が利用する施設(公共交通機関を含む)とは、市役所・公園・道路・図書館・学校(災害時の指定避難所を含む)等のほか、鉄道・バス・タクシーなどの車両等、駅やバス停等の交通施設、病院・店舗・劇場・集会場等の不特定多数の人の利用に供する施設をいいます。
	(例)・車いす用の利用に対する配慮(スロープや手すりの設置、受付を車いすに合わせた高さにする)をする。 ・文字情報以外の案内方法(音声、点字)を用意する。
	商業施設や店舗、飲食店や遊戯施設等での商品の販売やサービスの提供全般を指しています。
(2)	(例)・ホワイトボードを活用する、盲ろう者の手のひらに書く(手書き文字)などコミュニケーションにおいて工夫する。
	<ul><li>・注文や問い合せ等に際し、インターネット(文字)によるものだけでなく電話(音声)等でも対応できるようにする。</li></ul>
	不動産・動産取引など重要な契約を行う場合に、障がい者本 人の希望に沿って契約を行うことが必要です。
(3)	(例)・契約時の要望などを自分で説明することが難しい人の ため、必要に応じて介助者から説明を受ける。 ・契約書などで自筆が難しい人のため、代筆についての どのように対応するかマニュアルを定める。
(4)	雇用者は障がい者の雇用や労働環境に対して配慮が必要です。また障がい者が就労し働き続けるためには相談支援の継続が必要です。
(5)	(例)・個々の障がいに応じて労働環境や労働条件を工夫する。 - 天体味に、計学末様機関の際号の目底な認めて
	・面接時に、就労支援機関の職員の同席を認める。 病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーションなどの
	医療、健康診査や予防接種などを指しています。
(6)	(例)・聴覚障がい者が受診した際に筆談で対応する。 ・人が多い待合室では落ち着かない方のため安心できる スペースを用意 する。

	福祉サービスには、障がい福祉サービス、介護保険サービス 等全ての福祉サービスを含みます。
(7)	(例)・障がいの特性に応じた休憩時間の調整など、申出に応じてルール、慣行を柔軟に変更する。 ・施設内放送を文字化(電光掲示板等で表示)する。
(8)	教育には小中学校、高校等のほか、幼稚園を含みます。障がいのある子どもの年齢や特性に応じ、その特性を踏まえた教育・療育・保育が受けられるようにするための支援を行う必要があります。
	(例)・発達障がいにより掲示物が視界にあると集中できない 生徒に対応するため、掲示スペースを教室の後ろ側へ 移設する。 ・入学試験において、本来の目的を損ねない範囲で別室 受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する。
(10)	災害時には障がい者でない者と異なる配慮を必要とする場面 があることに注意が必要です。
	(例)・警報サイレンと連動して視覚で認識できる警報補助装置を部屋に設置する。 ・避難所で配給を行う際に、長時間並ぶことが障がいを理由に難しい場合は別途配給を行うようにする。
(11)	文化、スポーツ又は芸術のような余暇の活動が保障されることは、障がいの有無にかかわらず、充実した生活を送るために 必要です。
	<ul><li>(例)・盲ろう者が一人でスポーツジムを利用する際にスタッフが施設内の案内誘導をするようにする。</li><li>・図書館で視覚障がい者に向けてボランティアによる対面朗読のサービスを行う。</li></ul>
(12)	選挙権は憲法で保障された権利のため、障がいの特性に関わらず誰もが選挙に参加できるような支援が必要です。
	(例)・視覚障がい者用に選挙公報の音声CD版を作成する。 ・障がいにより自身で記入することが難しいので投票所 の係員が本人に意思確認のうえで代理記入する。

障がい者が意思の疎通を図ること、必要な情報にアクセスできることは、障がい者の生活に必要不可欠です。障がいのない人と同じように情報のやり取りが保障されるためには、発信と受信で障がいの特性に応じた配慮をしていくことと、また技術の進歩を取り入れていくことも重要です。

- (13) (例) ・障がい者向けのガイドブックに音声版や点字版、ホームページからもダウンロードできるようにする。
  - ・講演の際に講演内容の文字通訳が表示されるモニター を設置する。
  - ・盲ろう者が会議に出席した際に通訳・介助者が盲ろう者と意思疎通しやすい座席の確保を行い、通訳・介助者用の資料も準備する。

第2項では、市民等に対して社会的障壁の除去および合理的配慮を努力義 務としています。

#### (相談等)

- 第10条 障がい者等は、市又は市が委託する相談機関(以下「委託相談機 関」という。)に対し、障がいを理由とする差別に関する相談(以下「特定 相談」という。)をすることができる。
- 2 委託相談機関は、特定相談を受けたときは、速やかにその内容を市に報告するものとする。
- 3 市は、特定相談又は前項の規定による報告を受けたときは、事実の確認又 は調査を速やかに行うとともに、必要に応じて、次に掲げる事務を行うもの とする。
- (1) 相談者に対する情報の提供
- (2) 当該特定相談の関係者間の調整
- (3) 相談者に対する関係行政機関の紹介
- 4 特定相談の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定により市が行う調査及び調整に協力しなければならない。

#### 【趣旨】

第10条では、市が実施する障がいを理由とする差別に関する相談(以下「特定相談」という。)について規定します。障がい者差別に関わる相談を広く受け付け、第13条に規定する助言又はあっせんによる紛争解決の前に、相互理解に基づく建設的対話等での調整を図ります。

第1項では、本条に基づく差別に関する相談(差別を受けた、差別の疑いのある事案を発見したときなど)を「特定相談」と言い、市又は市が委託する相談機関等(以下「委託相談機関等」という。)が窓口となって、特定相談を受けることを規定します。委託相談機関等は市内の障がい者支援センターを想定しています。

第2項では、特定相談を受けた委託相談機関等は、速やかに相談内容を市に 報告するものと規定します。

第3項では、市が、特定相談又は報告を受けた際、事実の確認又は調査を速やかに行うとともに、必要に応じて(1)から(3)の事項を行うものとして規定します。

第4項では、対象事案に関係する者は、正当な理由がある場合を除き、市が 行う前項に定める事項に協力しなければならないことを規定します。 (助言又はあっせんの申立て)

- 第11条 障がい者及びその家族、後見人その他当該障がい者を現に保護する者(以下この項及び第15条第3項第2号において「家族等」という。) は、当該障がい者に対する障がいを理由とする差別に該当すると思われる事案(以下「対象事案」という。)があるときは、市長に対し、その解決に必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、家族等が申立てをしようとする場合において、当該申立てをすることが当該障がい者の意に反することが明らかであるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、対象事案が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の申立てをすることができない。
- (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号) その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであるとき。
- (2) 申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあっては、その行為の終了した日)から起算して3年を経過しているものであるとき(その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。)。
- (3)障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。
- (4) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。
- (5) 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例(平成30年東京都条例第86号)第9条の規定による東京都知事に対するあっせんの求めがなされているとき。
- (6) 申立ての原因となる対象事案が市外で発生したものであるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、申立てを行うことが適当でないと市長が認めるとき。

#### 【趣旨】

第11条では、差別に該当すると思われる事案(以下「対象事案」という。) 解決するために必要な助言又はあっせんについて規定します。

なお、第10条に規定する特定相談を経ずに助言又はあっせんの申立ての手続きをすることも可能ですが、基本的には、特定相談として調整しても解決に至らなかった場合に、本条の申立ての手続きに進むことを想定しています。

#### 【解説】

第1項では、差別に該当すると思われる事案を「対象事案」と言い、市長に対し、解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができることを規定します。申立てができる対象事案は、町田市の区域内で発生

した障がいを理由とする差別に関する事案です。申立てができる障がい者は、 市内在住・在勤・在学者に限らず、買い物や観光等で町田市を訪れる人を含み ます。

障がい者の家族、後見人その他障がい者を現に保護する者は、当該障がい者 に代わり、申立てをすることができることを定めています。ただし、明らかに 当該障がい者の意思に反するものである場合には認められません。

なお、第11条に規定した「特定相談」と異なり、「あっせんの申立て」は、 第15条第2項に規定した「公表」という不利益処分につながる手続きである ため、申立てのできる者を障がい者本人のほか、「その他障がい者を現に保護 する者」としています。「その他障がい者を現に保護する者」とは、成年後見 人や保佐人等、障がい者の日常生活において、外出や各種手続き、相談等の支 援を日頃から行っている支援者を指します。

第2項では(1)から(7)のいずれかに該当する場合においては、申立てをすることはできない事項を明示しています。

## (事実の調査)

- 第12条 市長は、前条第1項の申立てがあったときは、対象事案に係る事実 について必要な調査を行うことができる。
- 2 前項の規定による調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、 調査に協力しなければならない。

## 【趣旨】

第12条では、対象事案の調査について規定します。調査に当たっては充分な聞き取りを行うとともに、第2項で対象事案の関係者に対しても調査に協力することを求めています。

#### 【解説】

第10条に基づき、市は、特定相談を受けた際も事実の確認又は調査を行うことを規定します。助言又はあっせんにあたり、更に調査が必要な場合や、特定相談を経ずに申立てがある場合を想定し、第11条の申立てがあった際にも事実の調査ができるよう規定します。

(助言又はあっせん)

- 第13条 市長は、第11条第1項の申立てがあったときは、第15条第1項 に規定する町田市障がい者差別解消調整委員会に対し、助言又はあっせんを 行うことの適否及び内容について諮問するものとする。
- 2 町田市障がい者差別解消調整委員会は、前項の助言又はあっせんの適否及 び内容を判断するために必要があると認めるときは、当該申立てに係る対象 事案の関係者(次項において「申立関係者」という。)に対し、その出席を 求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による諮問に係る答申を受け、助言又はあっせんを 行うことが適切であると判断したときは、申立関係者に対し、助言又はあっ せんを行うものとする。

#### 【趣旨】

第13条では、対象事案を適切に解決するために必要な助言又はあっせんを 行うことについて規定します。

## 【解説】

第1項では、市長は、助言又はあっせんの申立てがあったとき、助言又はあっせんが必要かどうか、また、助言又はあっせんの内容について、町田市障がい者差別解消調整委員会(以下「委員会」という。)に意見を求めることを規定しています。

第2項では、委員会は前項で規定されている内容を協議するにあたって、対象事案について詳しい情報が必要であると認められるときは、関係者に対して、委員会へ出席し、説明をしてもらったり、意見を聴いたり、資料の提出を求めることができます。

第3項では、市長は、委員会の意見を尊重した上で、対象事案の関係者に対 し、助言又はあっせんを行うことを規定します。

## (勧告及び公表)

- 第14条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合に おいて、 障がいを理由とする差別を行ったと認められる者が正当な理由な く当該助言又はあっせんに従わないときは、当該助言又はあっせんに従うよ う勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者(事業者に限る。次項において 同じ。)が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表するこ とができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

## 【趣旨】

第14条では、勧告及び公表の仕組みを規定します。

# 【解説】

市長は、対象事案に関係する事業者又は市民等が正当な理由なく助言又はあっせんに従わないとき、勧告することができます。

勧告を受けた事業者が正当な理由なくその勧告にも従わない場合、市長は、 その旨を公表することができます。公表する内容は、勧告を受けた事業者の法 人名や所在地、勧告の内容です。

第1項及び第2項の「正当な理由」は、災害や急病、長期入院など、生命や 身体に危険が及んでいるやむを得ない事情がある場合を指します。

市長は公表を行う場合、あらかじめ勧告を受けた事業者に対し意見を述べる 機会を与えなければなりません。

## (委員会の設置)

- 第15条 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、市長の附属機関として、町田市障がい者差別解消調整委員会(以下「委員会」という。)を 設置する。
- 2 委員会は、第13条第1項に規定する助言又はあっせんに関する市長の諮問に応じ、調査審議し、答申する。
- 3 委員会は、委員7人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから 市長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 障がい者及び家族等 2人以内
- (3) 事業者の代表 2人以内
- (4) 福祉関係団体の代表 1人
- 4 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 7 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 8 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 9 市長は、特別又は専門の事項を調査審議するために必要があると認めると きは、委員会に臨時委員を置くことができる。
- 10 臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。
- 11 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。
- 12 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

#### 【趣旨】

第15条では、委員会の組織及び運営について必要な事項を規定します。

## 【解説】

第1項では、委員会は、第13条第1項に基づき、助言又はあっせんに関して市長から意見を求められる役割をもっていることから、地方自治法第138条の4第3項に基づく、市長の附属機関として位置付けます。

第2項、第3項では、委員会と委員について規定します。

# (委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

# 【趣旨】

第16条では、条例施行に当たり、各条文に基づいた手続きの様式(書式) は施行規則等を別途定めて運用することを規定します。

# 【解説】

様式(書式)については市のホームページに掲載する予定です。